

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和6年8月27日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副会長 福島 裕敏 委 員 鍋嶋 正明 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校指導課長 工藤 利彦 教育センター所長 成田 頼昭 学校指導課長補佐 佐藤 一晃 学校指導課指導主事 齋藤 貢一
会 議 の 議 題	(1) 弘前市学校危機対応緊急支援チームについて (2) 令和5年度の「いじめ」に関する状況報告 (3) 令和6年度1学期中の「いじめ」に関する状況報告
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 弘前市学校危機対応緊急支援チーム設置要綱 ・資料2 令和5年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料3 令和6年度1学期中の「いじめ」に関する状況報告
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	(議長) 「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことによろしいか。 (異議なし) (議長) 初めに、弘前市学校危機対応緊急支援チームについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「弘前市学校危機対応緊急支援チーム」とは、資料にあるように、「学校内外において、いじめによる自殺や外部侵入者に代表される重大事件や事故等が発生した場合に、まずは初動の3日間において、学校の混乱を最小限に抑え、学習環境を回復し、事実解明を公正・客観的に行うことなどを目的とした組織」を指す。

また、支援対象は、

- (1) 児童生徒の死亡や重大な傷害などの事件、事故
- (2) いじめ防止対策推進法に規定する「生命心身財産重大事態」
- (3) その他教育上著しく影響があると認められる生徒指導上の諸問題等

であり、支援内容として、

- (1) 危機対応に関する支援
- (2) 心身の健康の維持・回復に関する支援

を想定している。

学校からの報告、相談、要請を受けた際には、市長の指示により、教育長が支援チームの統括に当たり、チームを当該学校へ派遣し、チームの代表として指揮を執ることとしている。

補佐役として、教育部長、学校教育推進監、そして、法務指導監が支え、校長への指示・助言に当たる。

支援内容のうち、主に「危機対応支援」には、教育委員会各課の職員が、保護者やマスコミの対応、教員サポート、関係機関連携の支援に当たり、「心身健康の維持・回復支援」には、外部専門家である医療関係者や臨床心理士をはじめとして、状況に応じて、市長部局健康増進課から保健師、臨床心理士等、こども家庭課から家庭相談員等の協力を得て、児童生徒やその保護者の個別ケア等に当たる。

なお、学校からの要請がなくても出動することを想定している。

いじめ防止等対策審議会の皆様には、外部専門家の人選など、随時の御助言をいただければと考えている。

設置要綱の第4条にあるように、支援チームの派遣日数は3日以内を基本とし、外部専門家には第5条にある謝金及び旅費を支給することとしている。

以上である。

(議長)

ただ今の説明に対して質問・意見はないか。

(委員)

外部団体には派遣依頼をすることになると思う。依頼が想定される団体には、事前に説明しているのか。

(事務局)

確認し、必要に応じて対応する

(委員)

外部専門家を依頼する際に、どういうシステムでどこにお願いするのか、明確であった方がよいのではないかと。市の中の組織であればすぐに対応できると思うが、外部の場合は、協力を得られなかったり、人選に時間がかかったりし、初動3日に間に合わないことも考えられる。

(事務局)

派遣、そして、実務開始までのフローを整えたいと思う。

(委員)

臨床心理士であれば、臨床心理士協会になるのか。医療関係だと小児科、精神科等、様々考えられると思う。

(事務局)

臨床心理士は臨床心理士協会、医療関係だと医師会に相談になると考える。

(委員)

いずれにしても打合せをしておいた方がよい。

(議長)

次に、令和5年度の「いじめ」に関する状況報告について説明をお願いします。

(事務局)

いじめの認知件数は、小・中学校を合計すると、令和4年度に比べて減少傾向にあるものの、コロナ禍以前の件数と比較すると上回っていた。

このことについては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより、生徒間の接触機会が増加したことが背景にあると捉えている。

また、一方で、各学校においていじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がり、疑いの段階から早期に対応している成果であるとも捉えている。

「いじめの態様」については、小・中学校とも、「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多い。次いで、小・中学校ともに、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」といった「暴力行為」が多く、次に「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」となっていた。

なお、中学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目が令和4年度から増加した。

続いて、「いじめ発見のきっかけ」についてお伝えする。小・中学校

ともに、被害児童の保護者からの訴えや相談で認知したものが最も多く、次に多いのは、小学校は学級担任、中学校は学級担任以外の教職員となっており、教室内外で起こったいじめに早期に対応できていることがうかがえる。

一方で、小・中学校ともに本人から学校教職員への直接的な訴えが減少しており、相談しやすい環境づくりや信頼関係の構築が必要であると捉えている。

最後に、昨年度のいじめの認知件数を、月毎と学期毎にまとめると、小・中学校ともに、入学又はクラス替えをし、新しい人間関係が構築され、学級集団としての活動が本格的に始動する5月や、学校行事が盛んに実施される時期に認知件数が増加する傾向にあった。友人関係、勉強、過度な競争意識などがストレスの要因となり、いじめに結び付いていることが推察されることから、一人一人の居場所を大切に授業づくりや集団づくりがより一層求められると捉えている。

令和5年度の報告は以上である。

(議長)

ただ今の説明に対して質問・意見はないか。

(委員)

中学校では10月～11月にいじめの認知件数が増える。これからその時期を迎えるが、どのようなことに気を付けていけばよいのだろうか。

(事務局)

中学校の学校行事は9月頃までがピークである。一般的に10月頃から12月頃は一段落し、教職員が校内研修等の授業研究に力が入る時期となる。そのため、要因の一つとして、教員が子どもから目が離れることもあると考える。9月まで、子どもの中にあつた様々な不満やストレスなどが、教師の目が離れたときに出てくる、というのがこのタイミングなのかもしれない。

(委員)

10月から12月は学校行事が少ないと思っていたため、なぜいじめが増えるのかという疑問があつた。今の説明に納得する。

中学校は特に行事を節目にして活動していると思う。行事があるときはトラブルが無いように過ごせたが、後で出てくるのであれば、学校で共通認識をしておく必要があると考える。

(委員)

日常的には実施できないものの、アンケートで発見できるいじめがあると思う。その一方で、何かあつたときにすぐに本人からの申し出ができるよう、例えば端末などの利用もあればいいのではないだろうか。

(事務局)

本人にとって話しにくいことを、アンケートで発見できることは大切である。また、何かあったときにタイムリーに相談、報告できるような体制を考えると端末も有効であると思う。しかし、アンケートの様式より、どのように子どもの気持ちを吸い上げるかが課題になってくると考える。小学校低学年でも可能な対応が必要である。

(委員)

本当に些細なことでも上がってくると思うが、結果としてそのような対応ができるということが抑止力にもなると思う。

(委員)

仕組みを含めて、児童生徒に理解してもらうことが大切だと思う。

(委員)

SNSやLINEでの誹謗中傷があった場合の対応はどうなっているか。各学校に委ねられているのか。

(事務局)

投稿者等が特定できる場合は、学校で対応できるが、不特定多数になってしまうと学校では無理である。以前であれば、学校で手に負えない場合は、運営会社に削除を依頼する等をしていたが、今はSNSの種類が多すぎて一律の対応が難しい。各学校に対応をはっきりと文書で通知しているわけではないが、研修会等での助言の形として、教員には「投稿者等が特定できない場合は、警察にお願いするしかない。保護者に対してもそのように伝えるべきである。」という示し方はしている。

(議長)

続いて、令和6年度1学期中の「いじめ」に関する状況報告をお願いする。

(事務局)

今年度、4月から7月までの市立小・中学校のいじめの状況について、報告する。

まず、「認知件数」については、小・中学校ともに令和5年度の同時期と比べ、ほぼ同数である。

「いじめの態様」については、小・中学校ともに、昨年度の傾向と同様に、「冷やかす・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多く、次いで、小・中学校ともに暴力行為が多くなっている。また、中学校においては、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」や「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の件数が例年と比べ増加傾向にある。

市教育委員会では、今年度も市立全小・中学校での計画訪問において、一人一人の居場所を大切にしたい学び合う授業づくりと、互いの違い

を認め・生かし、みんなが安心して過ごせる集団づくりに取り組むよう指導・助言してきた。いじめの対応について、機会を逃さずに指導することはもちろんのこと、未然防止の観点から、子どもたちのコミュニケーションのスキルを高めるプログラムの実践や、情報モラル教育の充実、授業づくりと集団づくりを基盤とした共感的な人間関係の育成、安全・安心な風土の醸成を図ることを引き続き推進していく。

また、生徒指導の研修会等において、いじめの疑いがある場合は、その段階で積極的に認知し、早期に対応することで深刻な事態を防ぐよう引き続き依頼していく。

続いて、「いじめ発見のきっかけ」についてお伝えする。

昨年度同様、今年度も小・中学校ともに、被害児童生徒の保護者からの訴えや相談で認知したものが最も多くなっている。また、今年度は、小・中学校ともに本人からの訴えによるものが、増加していることが特徴である。新たな年度を迎え、入学、又はクラス替えなどもきっかけに、児童生徒が相談しやすい環境や、教師との信頼関係が構築されている表れと捉えることができ、このことは、いじめの早期発見、早期対応につながっていくことが期待される。

(議長)

ただ今の説明に対して質問・意見はないか。

(委員)

いじめに関するスクールカウンセラーの役割や関わりはどのようになっているのか。

(事務局)

スクールカウンセラーは、学校に派遣されるのが月に1～2回程度のため、学校側としては、いじめ等が発生した後に、学校の関わりについての助言や子どもへの面談をスクールカウンセラーに依頼するという形をとっていることが多い。いじめ発見というより、起きたいじめに関するアドバイザー的な部分が役割となる。

市が配置している「心の相談員」とともに、スクールカウンセラーの来校日に合わせて今後の対応を話し合ったり、学校の生徒指導の会議に同席してもらったりしている。なお、いじめに限ったことでなくても保護者とスクールカウンセラーが面談をすることもある。

(委員)

月に1回程度の来校では不十分な点があると思う。子どもたちの悩みや困ったことを引き出す体制にはなっていないということか。

(事務局)

発生した問題について、スクールカウンセラーには学校の関わり方など専門的な助言を依頼することになる。

(委員)

自殺対策も含めてスクールカウンセラーの役割がある。今の状況だと、子どもの自殺対策について予兆を捉えることのできる勤務状況にはないと思う。弘前市だけではなく青森県全体がそうだと思うが、子どもたちの苦しい予兆を捉えるような体制ではないなら、どうしても担任の先生がその役を担うことになる。子どもの予兆をどう捉えるかが一つの課題だと思う。

(委員)

学校によっては、スクールカウンセラーが教員に対して、SOSの受け止め方の研修をして、教員がアンテナを高めることができるようにしている。そのようにして派遣回数不足を補っている。

(事務局)

校内研修の講師になっていただくこともある。

(議長)

他に御意見はあるか。他の意見等がないようなので、これで本日の協議会を終了する。